

平成20年度山口県立大学 美祿市サテライトカレッジ

【講座テーマ】

「扉を開こう！山口からアジアへ
歴史・政治・文化の学びから」

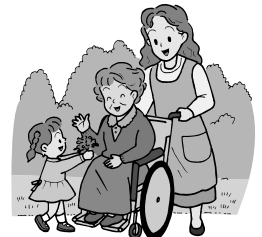
回	日 時	テーマ・講座内容	講 師
1	8月30日(土) 13時30分～15時	金子みすゞに始まる、作曲家田村洋の世界	県立大学国際文化学部 教授 田村 洋
2	9月13日(土) 13時30分～15時	アジアの中の日本、そして山口 ～日本政治史をひもとく中で～	県立大学国際文化学部 准教授 井竿 富雄
3	9月20日(土) 13時30分～15時	山口の方言アクセント ～共通語アクセントとの違いは何か～	県立大学国際文化学部 助教 池田 史子
4	9月27日(土) 13時30分～15時	東アジアの中の中世山口	県立大学国際文化学部 准教授 伊藤 幸司
5	10月4日(土) 13時30分～15時	やまぐちから一番近い外国、 韓国の新大統領と日韓関係の行方	県立大学国際文化学部 講師 浅羽 祐樹
6	10月11日(土) 13時30分～15時	地域文化を生かした服飾デザインの発信	県立大学国際文化学部 教授 水谷 由美子

場 所 美祿市民会館大会議室（第1～3回、第6回）
勤労青少年ホーム大会議室（第4回、第5回）
受講料 2,000円（資料代を含む）
募集人員 40人程度
申込方法 市教育委員会社会教育課に電話、FAX、E
メールで申し込む

受講要領 回数に関係なく、途中からの受講も可能
その他 全講座受講者に修了証書を授与します
申込・問合せ先 市教育委員会社会教育課
(☎0837⑤261、☎0837⑤2562、
Eメール shakai@city.mine.lg.jp)

知っとく・ナットク 認知症講座

誰もが知っている認知症。高齢化に伴いますますます増えています。もし自分が認知症になったら…。もし家族が認知症になったら…。認知症は正しく理解することで不安や負担は少なくなります。本人や家族をとりまく人々が、支え見守っていけるまちを目指して一緒に考えてみませんか？



【第1回講座】
日 時 8月23日(土) 13時30分～15時
演 題 「正しく知ろう認知症」
お 話 知って安心！なっても困らない！
講 師 山口県立こころの医療センター 兼行浩史院長

【第2回講座】
日 時 9月4日(土) 13時30分～15時30分
お 話 「知って得する対応術」
お 話 こんなどきどうするの？
講 師 認知症グループホームひかりの園
管理 者 竹内 世津子先生
体 験 「リラククスハンドマッサージ」
講 師 認定アロマセラピイストラクター
光谷 聡美先生

【第3回講座】
日 時 9月18日(土) 13時30分～15時
お 話 「家族の思い」 認知症家族会会員
体 験 その物忘れは年のせい？それとも…
物忘れチェック検診
対 象 認知症に関心のある人
会 場 美祿市民会館
参 加 料 無料（ただし2回目のみ
アロマセラピー材料代と
して500円必要）
申 込 ・ 問 合 せ 先 市美祿地域包括支援センター
(☎0837⑤0138)



平成20年度における 後期高齢者医療制度の見直し等について

後期高齢者医療保険料の負担軽減について

※手続きは不要です

- 現在「7割軽減」世帯について「8割5分」の軽減割合を適用
- 「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の人について「所得割」部分を一律50%軽減

[保険料軽減（平成20年度）による保険料の変更]

- ※7月中旬に送付した通知書には、上記の軽減見直しは反映されていません
- ※減額見直し該当者には保険料を再計算し、8月以降に変更通知書を郵送予定です

[保険料軽減（平成20年度）の該当者] ※7月中旬に送付した通知書をご覧ください

保険料算定の基礎					
①賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額 ①×②		④均等割額	⑤算出額 ③+④
580,000	××	×××××		××××	×××××
⑥限度超過額	⑦軽減額	⑧年保険料額 ⑤-⑥-⑦	月数	⑨月割減額	⑩年保険料額 ⑧-⑨
×××××	33,091	××××	××	××××	×××××

平成20年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書の中段 [保険料算定の基礎] のうち、

- ①が「580,000」以下の人
…所得割の50%軽減に該当

平成20年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書の中段 [保険料算定の基礎] のうち、⑦に「33,091」と表示されている人

- …均等割「7割軽減」→「8割5分軽減」に該当

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付方法の変更 (年金引き去り→口座振替) が可能となります

次の条件に該当する人は、申請により口座振替での納付に変更することが出来ます

- ①これまで国民健康保険税を直近の2年間、納期限内に滞納することなく確実に納付していること
- ②今後の保険税を口座振替により納付していただくこと (国民健康保険被保険者)
- ③年金収入180万円未満で、連帯納付義務者 (世帯主または配偶者) が口座振替する人 (後期高齢者医療受給者)

8月22日までの申し出により…10月分の年金から引き去りを中止

10月9日までの申し出により…12月分の年金から引き去りを中止

※納付方法の変更手続きなど詳しくは問合せ先にお尋ねください

問合せ先 市市民課保険年金係 (☎08375231)

山口県後期高齢者医療広域連合 (☎083-921-7112)

国民健康保険限度額適用認定証 国民健康保険標準負担額減額認定証の更新について 国民健康保険限度額適用認定・標準負担額減額認定証

現在交付している各証は、有効期限が7月末日となっています

8月以降も必要な人は、保険年金係窓口で更新手続きをしてください

問合せ先 市市民課保険年金係 (☎08375231)